

# 苅田町電子入札心得

## （目的）

第1条 苅田町が発注する建設工事又は測量、建設コンサルタント等に係る業務委託における一般競争入札及び指名競争入札のうち、電子入札システムによる入札（以下「電子入札」という。）の取扱いについては、苅田町契約規則（平成31年3月27日規則第8号。以下「規則」という。）苅田町電子入札実施要綱、その他法令で定めるもののほか、この心得の定めるところによる。

## （入札保証金）

第2条 入札保証金は免除とする。ただし、入札保証金の納付を免除された者が、正当な理由なく、指定した期限までに契約を締結しないときは、落札金額の100分の5に相当する額以上の違約金を徴収するものとする。

## （指名通知）

第3条 指名競争入札における指名の連絡は指名通知書の発行により行う。

## （設計図書の配布）

第4条 仕様書、図面等の設計図書は、原則として入札情報公開システムで配布するものとする。ただし、これにより難しい場合は、財政課契約担当において配布するものとする。

## （設計図書に対する質問等）

第5条 設計図書に対する質問及び同等製品確認（以下「質問等」という。）は、公告又は指名通知書で定められた方法で行わなければならない。

## （内訳書の作成）

第6条 入札参加者は、見積に当たっては設計図書の内容をよく確認し、入札金額の積算内訳を明らかにした内訳書（以下「内訳書」という。）の電子ファイルを作成し、入札書の登録時に添付して提出しなければならない。

## （現場代理人及び主任技術者等配置予定通知書の提出）

第7条 入札参加者は、現場代理人及び主任技術者等配置予定通知書の電子ファイルを作成し、入札書の登録時に添付して提出しなければならない。

## （入札の方法等）

第8条 入札参加者は、仕様書、図面、現場等を熟知のうえ入札しなければならない。この

場合において、仕様書、図面等について質疑があるときは、関係職員の説明を求めることができる。

- 2 入札書は、公告又は通知書に示した日時までに、電子入札システムへ入札金額及び電子くじ番号を登録して提出しなければならない。
- 3 入札参加者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額（消費税及び地方消費税を含まない。）で入札しなければならない。
- 4 入札金額は、内訳書の合計金額と一致しなければならない。
- 5 入札参加者は、入札書等を提出した後は書換え、引換え又は撤回することはできない。

#### （競争参加資格確認申請書等の提出）

第9条 入札参加者は、一般競争入札の場合においては、電子入札システムにより、町長が指定した日時までに、競争参加資格確認申請書及び入札公告等で求められた添付資料（以下「競争参加資格確認申請書等」という。）を提出しなければならない。ただし、競争参加資格確認申請書等について紙媒体での提出を指定している場合又はファイル容量超過等により電子入札システムで添付できない場合には、紙媒体を財政課契約担当に持参して提出するものとする。

2 入札参加者は、提出期間終了後は提出した競争参加資格確認申請書等を書換え、引換え又は撤回することはできない。

#### （入札の辞退）

第10条 入札参加者が入札を辞退する場合は、入札書受付締切日時までに、電子入札システムにより辞退届を提出するものとする。なお、入札書等の提出後、やむを得ないと認められる場合には、入札執行（開札）までの間は辞退することができる。

- 2 入札参加者は、辞退届を提出した後は、辞退届を撤回することはできない。
- 3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

#### （紙入札書等の取扱い）

第11条 紙入札により入札に参加する業者（以下「紙入札業者」という。）は、紙入札方式参加届出書（様式第1号）を入札公告等に記載された入札書受付締切日時までに、財政課契約担当に持参するものとする。

2 紙入札業者は、紙入札用入札書（様式第2号。以下「紙入札書」という。）及び内訳書等の入札参加必要書類（以下「入札参加必要書類」という。）を封入し、次条にて指定する方法により、入札公告等に記載された入札書受付締切日時までに、財政課契約担当に持参しなければならない。

- 3 紙入札書には、電子くじを適用する場合の電子くじ入力番号（任意の3桁の数字）を記

載するものとし、記載がない場合、くじ入力番号は「000」として取り扱うものとする。

4 紙入札業者が入札を辞退する場合は、辞退届を入札書受付締切日時までに、財政課契約担当に持参するものとする。なお、入札書等の提出後、やむを得ないと認められる場合には、入札執行（開札）までの間は辞退することができる。

5 紙入札業者は、辞退届を提出した後は、辞退届を撤回することはできない。

（紙入札書等の提出方法）

第12条 紙入札書等は、封筒に入れ封印し、使用（登録）印で封筒の継ぎ目に押印しなければならない。また封筒の表面に入札案件名、入札日、入札参加者の商号又は名称を記載しなければならない。

2 提出した紙入札書等は書換え、引換え又は撤回することはできない。

（公正な入札の確保）

第13条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

（入札の取りやめ等）

第14条 入札の公告後又は指名通知後、システムに障害、天災その他やむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を延期若しくは中止することができる。

2 入札執行者が入札を公正に執行することができないなど特別の事情があると認めるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期若しくは中止することができる。

（無効の入札）

第15条 次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- （1）入札に参加する資格を有しない者のした入札
- （2）公告又は指名通知書等に示す日時を過ぎて提出された入札
- （3）談合その他不正な行為によってなされたと認められる入札
- （4）同一事項の入札について、電子入札と紙入札を二重にした入札
- （5）ICカードを不正に取得した者がした入札
- （6）不正の目的を持ってICカードを使用した入札
- （7）最低制限価格を設定した場合において、最低制限価格を下回る入札

- ( 8 ) 公表する予定価格を上回る入札
- ( 9 ) 内訳書の添付をせずに入札したとき、又は添付された内訳書の合計金額（消費税及び地方消費税を除く。）と入札金額が一致しない入札
- ( 10 ) 現場代理人及び主任技術者等配置予定通知書の添付がない入札
- ( 11 ) 記名押印を欠く入札（紙入札の場合に限る。）
- ( 12 ) 金額の重複記載及び訂正した入札（紙入札の場合に限る。）
- ( 13 ) 誤字、脱字等により、意思表示が不明瞭である入札（紙入札の場合に限る。）
- ( 14 ) その他入札に関する条件に違反した入札

（落札者の決定）

第16条 有効な入札を行った者のうち、予定価格の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格を設定した場合は、その最低制限価格以上、予定価格の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者とする。

2 落札者を決定し、その結果を通知するときは、入札参加者に落札決定通知書を電子入札システムにより送信することにより行うものとする。なお、紙入札業者については、落札者のみに口頭で通知を行う。

（同価格の入札者が2者以上ある場合の落札者の決定）

第17条 落札となるべき同価格の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに電子くじを行い落札者をさだめる。

（現場代理人等）

第18条 現場代理人は直接的な雇用関係を必要とし、主任技術者及び監理技術者は直接かつ恒常的な雇用関係を必要とする。なお、現場代理人等は特別な理由がない限り、変更はできない。また、現場代理人等の雇用に関しては、指名通知日前日までの雇用を必要とする。

（指名停止処分）

第19条 指名競争入札通知日及び入札日に、国又は福岡県から指名停止処分を受けている業者は、入札に参加できないので、事前に入札辞退届を提出すること。入札を辞退したものは、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

（下請負）

第20条 相指名業者間の下請負（二次下請負以降も含む）契約は認めない。ただし、最低制限価格での電子くじに参加した者はこの限りではない。

(前金払等)

第21条 設計金額300万以上を前金払適用工事とし、設計金額300万以上かつ工期90日以上を中間前金払適用工事とする。なお、精算払は請求後40日以内とする。

(入札結果等の公表)

第22条 落札者の決定後においては、遅延なく入札情報公開システムにより公表する。

(契約保証金等)

第23条 落札者は、契約金額の100分の10以上に相当する額以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、規則第38条各号の規定により契約保証金の全部又は一部の納付を免除された場合は、この限りではない。

(契約の締結)

第24条 落札者は、所定の工事請負契約書により、すみやかに契約を締結すること。また、契約締結後7日以内に、着工届、工程表等を提出すること。

(異議の申立)

第25条 入札をした者は、入札後、この心得、仕様書、図面、契約書案等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(その他)

第26条 苅田町契約規則並びに入札に関する法令を守らなければならない。